

千葉県ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会個人情報管理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、千葉県ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約（以下「規約」という。）第20条の規定に基づき、千葉県ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）が担任する事務を管理し、及び執行する場合において保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 公文書 規約第4条に規定する担当事務において協議会の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、職員が組織的に用いるものとして、協議会が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるものを除く。

（適用範囲）

第3条 この規程は、協議会が規約第4条に規定する担任する事務を管理し、及び執行する場合におけるすべての個人情報について適用する。

（個人情報責任者等）

第4条 個人情報責任者は、千葉県ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規程（以下「協議会規程」という。）第8条に規定するセンター長をもって充てる。

- 2 個人情報責任者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、協議会における個人情報の利用又は提供の状況を把握し、個人情報を取り扱う職員に個人情報の保護施策を遵守させるための教育訓練、安全対策の実施その他必要な措置を行うものとする。
- 3 個人情報責任者は、前項に定める措置を行うため、職員のうちから必要に応じ、個人情報管理者を指定することができる。

(職員の責務)

第5条 職員は、法令又は規約第3条に規定する関係団体（以下「関係団体」という。）における個人情報の保護に関し適用される条例（以下「法令等」という。）及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、公文書の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

- 2 職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(報告義務)

第6条 職員は、個人情報の漏えい、滅失、き損その他個人情報の管理に係る事故が発生したときは、直ちに個人情報責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 個人情報責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに事故の原因を調査するとともに、当該事故に関係する関係団体に、その旨を報告しなければならない。

(収集の制限)

第7条 協議会は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 協議会は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態にあること等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を処理する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 関係団体から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、関係団

体以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

3 協議会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 協議会は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は個人情報を協議会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があると認められるとき。

(5) 第10条の規定により関係団体から当該関係団体に係る個人情報の提出を求められたとき。

2 協議会は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 協議会は、第1項第1号から第5号までの規定により、個人情報を利用し、又は提供したときは、個人情報利用・提供報告書（別記様式第1号）により、その旨を関係団体の消防長に報告しなければならない。

4 協議会は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（適正な管理）

第9条 協議会は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (3) 個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(請求)

第10条 関係団体の消防長は、住民からの個人情報に係る開示請求等により協議会が保有する個人情報が必要な場合、資料提出請求書（別記様式第2号）により協議会の会長（以下「会長」という。）に請求するものとする。

- 2 前項の規定により関係団体が協議会に請求することのできる個人情報については、個人情報の提出を求めようとする関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行した事務に関するものに限る。

(提供)

第11条 会長は、前条の規定により請求があったときは、個人情報提供通知書（別記様式第3号）により提供しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により個人情報を提供するときは、当該情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の提供に関し適切な措置を講じなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により個人情報を提供するときは、関係団体の指定した日までに当該個人情報を提供するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該日までに当該個人情報を提供することができないときは、当該関係団体と調整を行うものとする。

(訂正等)

第12条 関係団体の消防長は、住民からの請求により、個人情報の訂正、削除、利用又は提供の中止を行おうとするときは、会長に通知するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、個人情報に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇日から施行する。

